

岩手県告示第446号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成21年5月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域 盛岡市盛岡駅前通から盛岡市下飯岡20地割まで（別紙図面のとおり）
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - （1） 期間 平成21年5月8日から同月22日まで
  - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課、盛岡地方振興局土木部、盛岡市役所及び国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。